

長岡市総合窓口広告付き番号案内表示システム設置等業務
簡易評価型プロポーザル実施要領

1 目的

長岡市は、総合窓口において、来庁者にわかりやすく、スムーズな案内や混雑緩和、来庁者予約機能等による窓口サービスの向上を目的とした番号案内表示システムを、民間企業からの広告表示による無償での提供として、簡易評価型プロポーザル方式により募集する。

本要領は、業務目的を実現するため、事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

長岡市総合窓口広告付き番号案内表示システム（以下、「番号案内表示システム」という。）設置等業務

(2) 業務内容

長岡市総合窓口で新たに使用する番号案内表示システムの調達、設置、保守及び維持管理を行う。

(3) 仕様等

別紙1「番号案内表示システム機器等仕様書」のとおり

(4) 設置場所

別紙2「番号案内表示システム機器類設置図面」のとおり

(5) 実施期間

令和9年1月1日から令和13年12月31日までとする。

ただし、運用開始までに、新規機器類の設置・機器調整及び番号案内表示システムを使用する職員への操作研修を実施すること。

(6) 費用

本業務に係る一切の費用（新規機器類の設置、職員研修、消耗品の補充を含む維持管理及び撤去等）は事業者が負担することとし、事業者が募集した民間企業等の広告及び行政情報を放映するモニター（以下、「広告モニター」という。）の設置により得た広告収入等を充当する。

3 参加資格要件

本プロポーザルの参加者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 過去3年以内に国又は地方公共団体に対し番号案内表示システムを無償で提供した実績があること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体又はその代表者ではないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者
 - イ 本市から入札参加資格に係る指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者
 - エ 法人税、県・市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 次に該当するものが役員となっている者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終了した日又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 本市において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）を利用していると認められる者
 - ・ 暴力団員と認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ク その他法令に違反する等、本業務を実施する団体としてふさわしくない者
- (3) 番号案内表示システムや広告モニターの不具合等、緊急時に速やかに点検及び修理を行うため、新潟県内にサービス拠点（本社、支店又は営業所）があり、職員が常駐していること。
- (4) JIS Q 27001（ISO27001、ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）を取得していること。ただし、本システムをクラウドサービスで提供し、かつ、個人情報を取り扱う場合に限る。

4 スケジュール

	内 容	期 間
1	事業の公告	令和8年5月11日（月曜日）から
2	参加表明書の受付期間	令和8年5月11日（月曜日）から 令和8年5月22日（金曜日）午後4時まで

3	質問受付期間	令和8年5月11日（月曜日）から 令和8年5月25日（月曜日）午後4時まで
4	質問の回答	令和8年6月1日（月曜日）まで
5	企画提案書等の提出期限	令和8年6月12日（金曜日）午後4時まで
6	プレゼンテーション 又はヒアリング	令和8年7月13日（月曜日）
7	選定結果の通知	令和8年8月に通知予定
8	協定の締結	令和8年8月下旬予定

5 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、次により必要書類を提出すること。

提出書類 (各1部)	①	様式1「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」
	②	様式2「誓約書」 ※本市の入札参加資格名簿に登録済みの場合は不要
	③	様式3「会社概要」
	④	様式4「業務実績確認書」
	⑤	様式5-1「業務実施体制」 様式5-2「技術者の資格及び経歴」
	⑥	登記事項証明書（写し可。3か月以内のもの） 法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書
	⑦	納税証明書（本社：課税対象団体のみ） ア 法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないこと の証明書（国税通則法施行規則別紙9号書式その3の3） イ 「都道府県税の未納がない」証明書 ウ 「市町村税の未納がない」証明書
	⑧	直近2か年間分の貸借対照表及び損益計算書
提出方法	持参又は郵送 (持 参) 受付時間：平日の午前9時から午後4時まで (郵 送) 配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず 電話で郵送した旨を連絡すること。	
提出先	〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10 長岡市総務部市民窓口サービス課 電話：0258-39-2246	
提出期限	令和8年5月22日（金曜日）午後4時まで（必着）	

6 質問の受付及び回答

参加表明書兼誓約書を提出した事業者は、本プロポーザルについて質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、受付期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問については、いかなる場合であっても回答しない。

提出書類	様式6「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」
提出方法	電子メールで提出すること。 ※電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1枠に1件の質問を記載すること。
提出先	長岡市総務部市民窓口サービス課 電話：0258 - 39 - 2246 電子メール：shimin_mado@city.nagaoka.lg.jp ※電子メール送信後、提出先に電話で受信を確認すること。
受付期限	令和8年5月25日（月曜日）午後4時まで
質問の回答	参加表明書兼誓約書を提出し、プロポーザルに参加する全員に、令和8年6月1日（月曜日）までに質問者名を伏して電子メールにより回答する。

7 参加表明書兼誓約書提出後の辞退について

「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」提出後にプロポーザル参加を辞退する事業者は以下によりプロポーザル参加辞退届を提出すること。

提出書類	様式7「プロポーザル参加辞退届」
提出方法	持参又は郵送 (持 参) 受付時間：平日の午前9時から午後4時まで (郵 送) 配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず電話で郵送した旨を連絡すること。
提出先	〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10 長岡市総務部市民窓口サービス課 電話：0258 - 39 - 2246
提出期限	令和8年6月4日（木曜日）午後4時まで（必着）

8 企画提案書等の提出

「参加表明書兼誓約書」を提出した事業者は、次により企画提案書等を提出すること。

提出書類	①	様式8「企画提案書表紙」
	②	様式3「会社概要」

	③	様式4「業務実績確認書」
	④	様式5-1「業務実施体制」
		様式5-2「技術者の資格及び経歴」
	⑤	様式任意「企画提案書」
	⑥	別紙1「番号案内表示システム機器等仕様書」
	⑦	別紙3「仕様書要件一覧チェックシート」
	⑧	別紙4「クラウドサービス利用におけるセキュリティ要件一覧チェックシート（個人情報取扱有）」
	⑨	別紙5「クラウドサービス利用におけるセキュリティ要件一覧チェックシート（個人情報取扱無）」
	※ 様式3～5については、参加表明書提出の際に添付したものと同一のものを添付すること。	
※ 様式任意「企画提案書」については、30ページ以内に収めることが望ましい。		
※ 別紙4～5については、個人情報の取扱いの有無より、いずれか1点を提出すること。		
提出部数	・正本1部、副本10部 ・電子媒体（CD-Rに保存したもの1部） ※電子データのファイル形式は、PDFフォーマット形式とすること。	
提出方法	持参又は郵送 （持 参）受付時間：平日の午前9時から午後4時まで （郵 送）配達確認できるものに限る。提出期限日までに必着のこと。必ず電話で郵送した旨を連絡すること。	
提出先	〒940-8501 新潟県長岡市大手通1-4-10 長岡市総務部市民窓口サービス課 電話：0258-39-2246	
提出期限	令和8年6月12日（金曜日）午後4時まで（必着）	

9 企画提案書及び各種書類の作成方法及び留意事項

(1) 全般

ア 企画提案書及び関係書類は 8「企画提案書等の提出」の項目「提出書類」の丸番号順に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本（A4サイズ、縦、左綴じ）すること。

イ 使用する様式は、別に定めのある場合を除き、既定の様式を使用すること。

(2) 様式8「企画提案書表紙」

必要事項を記載の上、必ず代表者印を押印すること。

(3) 様式任意「企画提案書」

次の事項をもれなく記載すること。

- ア 企画提案（番号案内表示システム機器、広告モニター等）の概要
- イ 番号案内表示システム機器及び広告モニターの設置方法
- ウ 来庁者が滞在している間のそれぞれの窓口での対応時間や待ち時間などの情報の確認方法
- エ 統計情報の出力方法
- オ 契約終了時における原状復帰の方法
- カ 番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理の体制（緊急時の対応を含む）
- キ 民間企業等の広告の募集方法
- ク 契約期間中に広告主が集まらない場合の考え方（本業務の継続性について）
- ケ 民間企業等の広告及び行政情報の放映方法並びに行政情報の作成方法
- コ 民間企業等の広告の審査及び確認体制
- サ 番号案内表示システム及び広告モニターに関する市職員への研修体制
- シ 運用開始日までのスケジュール
- ス その他の提案、工夫など（提案等がある場合）
※広告料を本市に支払う場合は、その金額（月額とし、消費税及び地方消費税を含んだ額）を記載する。

(4) 留意事項

- ア 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議の申立てを行うことはできない。
- イ 企画提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ受け付けることとする。
- ウ 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 企画提案書等の提出は、1参加者当たり1提案のみとする。
- オ 企画提案書等に記載された内容は、市の費用負担を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- カ 企画提案書等の内容について、本市から問合せを行う場合がある。問合せを受けた場合には、速やかに回答すること。

10 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程（予定）

令和8年7月13日（月曜日）

（※時間等の詳細は、企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）

(2) 会場

調整中（※企画提案書等を提出した全参加者へ後日連絡）

(3) 実施方法

ア プレゼンテーション（30分以内）※

イ 質疑応答（20分程度）

※ プレゼンテーションが終了していない場合でも、設定時間を経過した時点で終了すること。

(4) 留意事項

ア プレゼンテーションの日程及び準備等方法については企画提案書等を提出した全参加者に対して、企画提案書の提出期限後に通知する。

イ 既に提出された企画提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

ウ 参加者のプレゼンテーションへの出席者総数は3名以内とする。

エ 本市はパソコン及び通信回線は用意しないため、参加者が用意すること。ただし、電源、プロジェクタ、CRT ケーブル、HDMI ケーブル及びスクリーンは本市で用意する。また、本市で用意したものではなく、参加者が用意したものを使うことを許可する。その際は、本市に事前に連絡をすること。

オ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

カ 必要に応じて、ヒアリングを実施する場合がある。ヒアリング方法については、参加者に別途連絡する。

キ プレゼンテーション及び質疑応答の内容は録画、録音する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングにおいて参加者が発言した企画提案内容は、原則として業務に反映する。

11 最優秀者の選定

(1) 選考方法

本市の職員で組織する選定委員会において、提出された応募書類の内容等の書類審査及びプロポーザルを実施のうえ、評価基準により審査し、最優秀者を特定する。なお、提案者が1者であった場合は、プレゼンテーションを実施した後、審査・評価のうえ協議し、適切と認められた時は優秀な提案者として特定する。ただし、120点未満の者は特定しないこととする。

(2) 選考評価基準

評価項目	評価事項	配点
ア 業務実績及び業務体制	他自治体での導入実績は十分か。	20
	業務の推進体制（人数・資格・技術者の実績等）は十分か。	
イ 番号案内表示システム及	番号案内表示システムについて、条件に沿った	60

び広告モニターの設置	機能が確保されているか。	
	番号案内表示システム及び広告モニターについて、機器設置の安全性や、仕様の拡張性、設定機能の柔軟性は備わっているか。	
	機器の撤去・現状復帰方法は適切か。	
ウ 既存の設えに対する考慮	設置方法、デザイン等において、既存の設えに対する考慮がされているか。	10
エ 番号案内表示システム及び広告モニターの保守、維持管理体制	保守、定期点検等の体制は十分か。	35
	万一の事故等、緊急対応できる体制は整っているか。	
オ 広告主の募集	民間企業等の広告主について、地元企業を考慮しているか。	20
	広告主の継続した確保ができるか。	
	契約期間中に広告主が集まらない場合の対処について考えられているか。	
カ 広告及び行政情報の掲載	広告及び行政情報の放映方法が適切か。	10
	行政情報の作成時に、市職員の負担が少なく、容易に作成できるような仕組みになっているか。	
キ 広告の審査及び確認体制	民間企業等の広告内容についての審査及び確認体制は十分か。	10
ク 市職員への研修体制	市職員への研修体制は適切な時期、内容で行われる予定か。	10
ケ 全体的な評価	提案スケジュールは実現可能か。	25
	その他本市に有益な独自の提案、工夫等がされているか。	

12 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員に通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた参加者は、通知を受けてから起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができる。

13 事業者の責務

- (1) 番号案内表示システムの所有権は、第三者が所有権を有するものを除き事業者に帰属するものとし、同システムを運用するための維持管理等については、事業者がその責を負う。事業者は、総合窓口開設時間において、故障、破損等、同システムにトラブルが生じた場合は同日に対応できるよう体制を整備するとともに、有事の際は速やかに対応すること。
- (2) 事業者は、広告モニターで放映する企業等の広告等の内容について、一切の責任を

負うものとする。

- (3) 事業者は、広告の放映までに広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。
- (4) 事業者は、広告の放映において、市の定める期限までに広告の出力見本を提出し、事前審査を受けなければならない。
- (5) 事業者は、広告又は広告に係る営業行為について第三者から被害等の申立てがなされたときは、事業者の責任及び負担において解決しなければならない。
- (6) 事業者は、番号案内表示システム又は広告に起因して市に損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 事業者は、番号案内表示システム及び広告に関する一切の権利について、第三者へ譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。
- (8) 協定期間の満了又は協定の解除に伴う番号案内表示システム関係機器の撤去等については、事業者がその責を負う。
- (9) 事業者は、市との協定期間が満了したとき又は協定が解除されたときは、事業者の負担により速やかに広告用モニターを撤去すること。

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザル及びヒアリングの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本市がこのプロポーザルの結果の報告等に必要となる場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類に記載された内容については、原則として、提出後の内容変更を認めない。
- (5) 提出書類は、このプロポーザル以外の目的には使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例第33号）に基づき公開する。
- (7) 失格事項
 - ア 提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
 - イ 提出書類に不備があった場合
 - ウ 提案内容に虚偽の記載があった場合
 - エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
 - オ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 本プロポーザルに関して、本市への問合せ等の接触は、本要領で定めた質問方法を除き、審査終了まで禁止する。